

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（金融庁所管法律部分（別紙参照））

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課調査室

評価実施時期：令和7年2月28日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

また、我が国の法律中には、免許・登録等の拒否事由や法人役員等の欠格条項など、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度が数多く存在している。このことが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているのではないかと、当該制限は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別ではないかとの指摘があり、成年被後見人等の欠格事由を単純に削除、もしくは同欠格事由を削除した上で個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下、同じ。）を設置した。金融庁所管法律において、個別審査規定を設ける必要性は、その適用を受ける事業者の事業の適正性を確保しつつ、成年被後見人等であることを理由とする不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進を図る観点から、引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）

事前評価時、申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得ることを想定していた。しかし実際には、当該規制緩和においては、申請書類に、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者に該当しない旨を記すこととし、当該規制緩和の前後で事業者からの届出に係る添付書類の追加は行っておらず、遵守費用は発生しなかった。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）
現在の免許・登録等の審査手続等に含めたため、行政費用は発生しなかった。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）
欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しなかった。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

2に記載のとおり、規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。

規制の見直しにより、金融庁所管法律の適用を受ける事業者の事業の適正性を確保しつつ、成年被後見人等であることを理由とする不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進を図られたと考えられ、今後も同様の効果が生じることが引き続き期待できると考えられることから、今後も当該規制緩和を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） ※
公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号） ※
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号） ※
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
保険業法（平成七年法律第百五号）
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）
信託業法（平成十六年法律第百五十四号）
保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

※ 欠格条項を単純削除した箇所を含む法律。